

## 令和7(2025)年度とも家事普及・定着に向けた情報発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する令和7(2025)年度とも家事普及・定着に向けた情報発信業務（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和7(2025)年度とも家事普及・定着に向けた情報発信業務

### 2 業務の目的

男性の家事参加率の遅れ（家事労働時間が女性に偏っていること）は、少子化の要因の一つであると考えられていることから、男性（特に若年層や子育て層）の家事参画への意識醸成のため、県内全体にとも家事※について情報発信（広報）を行い、とも家事の理解促進・意識啓発・具体的な行動につなげていくことを目的とする。

※とも家事の定義：みんなで家事をシェア（「みんな」には、パートナーや家族だけでなく、時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含む。）することで、「家事分担」（一方に偏った家事負担の軽減）と「家事時間削減」を目指すもの。

### 3 委託予定期間

契約締結の日から令和8(2026)年3月31日（火曜日）まで

### 4 業務の内容

#### (1) 動画の制作

県民に対して、とも家事というワードが強く記憶に残り、とも家事の趣旨が伝わるような動画（15秒バージョン）を制作する。

#### ア 動画の仕様

以下ポイントを踏まえた15秒バージョン動画2本を制作することとし、具体的な内容（構成・ストーリーなど）については、提案内容等も踏まえ、甲乙協議の上で決定することとする。

#### **【ポイント】**

- ・ともジカの活用
- ・11月22日が「とも家事の日」である事の告知

※ともジカについては、県で所有している画像もしくは着ぐるみを利用。

#### イ データ形式

- ・MP4等

※(2)で指定する配信媒体において配信できる形式であること。

※HDDで保存できる形式であること。

## ウ 動画の制作期限

2本とも、令和7（2025）年10月初旬迄に校了とすること。

※下記「（2）エ」の配信時期までに各媒体により配信できること。

## エ その他

- ・企画、取材、素材収集・作成、撮影、編集等動画制作、動画の掲載に係る一切の業務について実施すること。
- ・編集後の動画案制作後、甲による校正機会を設けること。

## **（2） 動画広告を活用したとも家事の情報発信**

- ・広告媒体は概ね以下のとおりとし、各媒体における具体的な配信量等については、下表を目安としつつ、より効果的な配信量及び配信スケジュール等を提案すること。

### ア 配信媒体

媒体名	配信量等（目安）
YouTube 動画広告 （15秒ノンスキップ広告） （配信動画本数は2本とする）	・配信対象約46万人に対し、5ヶ月程でフリークエーション率4程度を目安としつつ、詳細については甲と協議の上で決定することとする。
映画館スクリーン広告 （配信動画本数は1本とする）	・県内大型映画館最大3館での上映前広告を想定。 ・11月上旬に配信を開始し、年末年始を含む期間で実施。

- ・上記の広告媒体の他に、「2 業務の目的」「4 業務の内容（1）動画の制作」を踏まえ、委託金額の中で実施可能と見込まれるより効果的な広告媒体がある場合は、提案すること。

### イ 配信動画

（1）で制作した動画

### ウ ターゲット層

子育て世代の県民（18～44歳）

### エ 配信期間

令和7（2025）年11月上旬または中旬から令和8（2026）年3月31日までの期間

### オ 目標設定

- ・YouTube 動画広告については、動画2本合計で180万回視聴を目標とする。  
なお、目標で示した数値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

### カ その他

- ・動画広告実施に当たっては、「Call to Action オーバーレイ」や「TrueView インストリーム広告」等を活用すること。  
なお、リンク先※は県と協議の上、決定すること。  
※リンク先はとちぎウーマンナビ（とも家事ページ <https://www.tochigi-woman-navi.jp/tochigi->

tomokaji/) の中のいずれかを想定。また、該当サイトは改修予定であり、改修後はリンク先 URL を変更すること。

- ・映画館スクリーン広告においては、観客動員数等を把握し報告をすること。

## 5 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」(任意様式)を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」(任意様式)として取りまとめ、甲に当該報告書の電子ファイルを保存したメディアを提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 6 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

## 7 成果物等

下表に示す成果物等を提出時期までに納入すること。納入場所は栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課女性活躍推進担当とする。

なお、提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定する。

成果物	内容	形式	提出時期
実施計画書	企画提案書を基に具体的な内容をまとめた資料	電子データ	契約締結後速やかに
実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	電子データ	委託業務完了後 10 日以内に
効果測定及び報告 (初回)	(YouTube 動画広告について) ・ 広告やサイトへのアクセス等について分析した報告書 (映画館スクリーン広告について) ・ CM 放映期間中における観客動員数等の報告書	電子データ	(YouTube 動画広告について) ・ 広告配信開始 2 週間を経過した後速やかに (映画館スクリーン広告について) ・ 前月の結果を翌月の第 2 週目までに
効果測定及び報告 (月時報告書)	(YouTube 動画広告について) ・ 広告やサイトへのアクセス等について分析した報告書 (映画館スクリーン広告について) ・ CM 放映期間中における観客動員数等の報告書	電子データ	(YouTube 動画広告について) (映画館スクリーン広告について) ・ 前月の結果を翌月の第 2 週目までに
効果測定及び報告 (分析結果報告書)	事業の結果分析及び今後の改善提案を含んだ報告書	電子データ	委託業務完了後

## 8 その他

### (1) 広告配信時等の留意事項

広告配信等に当たっては、別記1「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目を実施すること。

### (2) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

### (3) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、業務完了報告書等受領し完了検査後の精算払とする。

### (4) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す別記2「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

### (5) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和12(2030)年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

### (6) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

## 別記1

### デジタルプロモーション等実施時における留意事項

#### 1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

#### 2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

#### 3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県 Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

#### 4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用Google Analytics」で施策効果を取得するため、栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のテナン内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること

#### 5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

#### 6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo! Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

#### 7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

#### 8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策

を行うこと。

- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

## 9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

## 別記2

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

#### (資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。



(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。